

関税暫定措置法の一部を改正する法律

(平成一六年十一月二五日法律第一四二号)

一、提案理由(平成一六年十一月二日・衆議院財務金融委員会)

谷垣国務大臣 ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府においては、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を実施するため、関税制度について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入であります。

関税の撤廃、引き下げによるメキシコ産品の輸入量の増加が原因となって国内産業に重大な損害を与える場合等に、メキシコ産品の関税率を引き上げること等ができることとするための関税の緊急措置に係る規定の整備を行うこととしております。

第二は、同協定に基づく関税割り当て制度の導入等であります。

メキシコに対して一定の数量等を限度として関税の撤廃、引き下げをする物品について、当該数量等の範囲内での輸入に限って同協定に基づく税率を適用することとするための関税割り当てに係る規定の整備等を行うこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一六年十一月九日)

金田英行君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を実施するため、関税制度について所要の改正を行おうとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、関税の撤廃・引き下げによるメキシコ産品の輸入量の増加が原因となって、国内産業に重大な損害を与える場合等に、メキシコ産品の関税率を引き上げること等ができることとするための関税の緊急措置に係る規定の整備を行うこととしております。

第二に、メキシコに対して一定の数量等を限度として関税の撤廃・引き下げをする物品について、当該数量等の範囲内での輸入に限って、同協定に基づく税率を適用することとするための関税割り当てに係る規定の整備等を行うこととしております。

本案は、去る十月二十九日当委員会に付託され、十一月二日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、五日質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一六年一月一七日）

浅尾慶一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を実施するため、メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入、協定に基づく関税割当制度の導入等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、協定の締結が日本経済に与える影響、輸入農作物の安全性の確保の必要性、二国間セーフガード発動の可能性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。